

E46 釜石自動車道

「冬タイヤ・チェーン早期装着」のPR活動

～ 冬道への備えをお早めに～

本格的な降雪シーズンの到来を間近に控え、ドライバーの皆様にご理解を求め「冬タイヤ・チェーン早期装着」のリーフレット（別添）を配布する広報活動を行います。

また、当日は岩手県警察本部交通部高速道路交通警察隊にもご協力を頂く予定です。

<日 時> 令和4年11月18日（金）
11:00～12:00

<場 所> 道の駅釜石仙人峠
岩手県釜石市甲子町第7地割155-4

※昨年度の仙人峠での初雪観測日は11月24日でした。

【記者発表先】: 岩手県政記者クラブ、大船渡記者クラブ、釜石記者クラブ、宮古記者クラブ、花巻記者クラブ
東北建設専門紙記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 南三陸沿岸国道事務所

花巻維持出張所長 藤倉 ふじくら 孝明 たかあき TEL 0198-26-3211

早めの冬タイヤ！ チェーン装着を！！

「令和3年11月の国道46号降雪状況」

過去5年で最も早く
観測された主な峠の初雪日



走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に！！
立ち往生対策も忘れずに！！

- 冬タイヤ
- タイヤチェーン
- スコップ
- 携帯トイレ
毛布等

WEBサイトで道路情報

パソコン・携帯・スマホで検索

東北・
みち情報



「東北みち情報」

岩手県道路情報
提供サービス



「岩手県道路情報提供サービス」

ドラぷら (高速道路情報サイト)
ドラぷらモバイル (高速道路情報サイト)



「ドラぷら」

岩手の積雪・凍結道路 を走行するために！

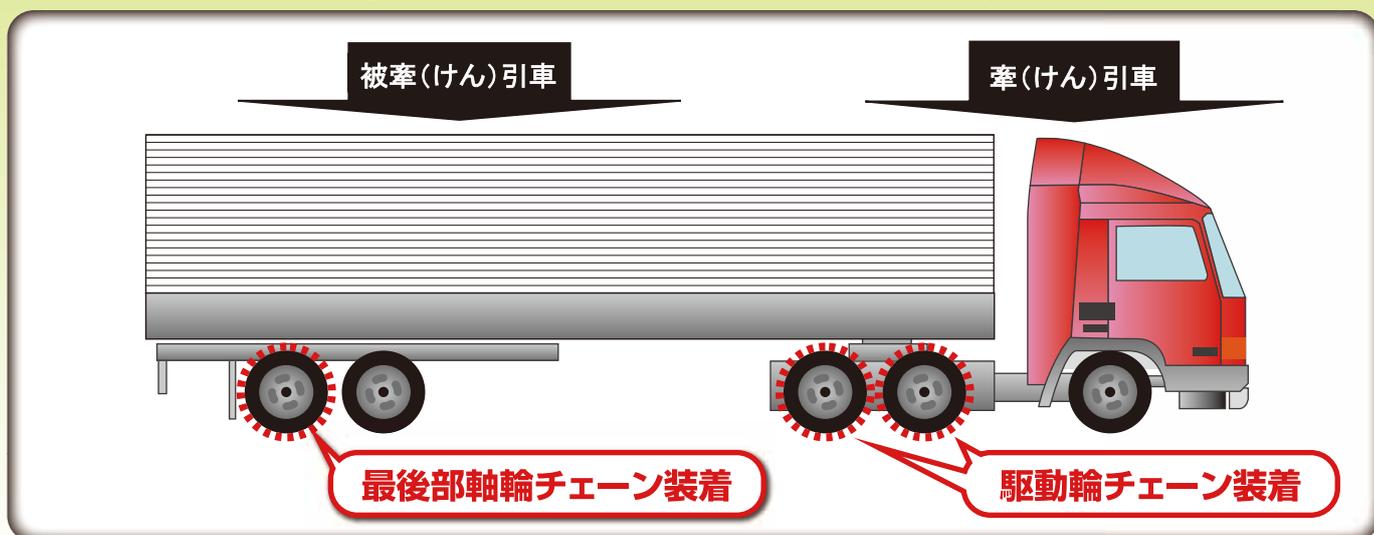
事前確認

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着

トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または

雪路用タイヤを **全車輪** に装着

(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

○道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号

前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要と認めて定めた事項

○岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)

法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

(6)積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、又は雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他の滑り止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。

○道路交通法 第120条

5万円以下の罰金

○反則制度 道路交通法 第125条

大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円